

2019文議第1057号
令和2年2月12日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
海老澤 敬子

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (4件)	第40号	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
	第41号	消費税率5%への引き下げを求める請願
	第42号	「土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)」に於いて、新たな「要配慮者利用施設」を建設する場合は区と事前に丁寧に調整し、完成時までに「避難計画」の策定を提出させるなど区独自の措置の検討を求める請願
	第43号	種苗法改正に関する請願
厚生 (1件)	第44号	「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求め意見書提出」を求める請願
建設 (12件)	第45号	建築紛争の予防と調整に関する請願
	第46号	文京区において建築紛争をゼロにするため、構想段階や計画段階で区に届け出て、事前調整する仕組みを検討することを求める請願
	第47号	建築紛争の予防に対する、区民目線で効果を上げることができる「業務改善」を求める請願
	第48号	文京区でもワンルームマンションの建築紛争に於いて「あっせん」「調停」の仕組みを整えるよう求める請願
	第49号	ワンルームマンション建築問題に関する相談や建築紛争の件数等をきめ細かく把握することを求める請願
	第50号	「まちづくり」に関連した主な条例・要綱において、開発・建設事業者らの責務として、低層住宅市街地(あるいは第一種低層住居専用地域)については「文京区都市マスタープラン」の趣旨に沿った計画を促すことを求める請願
	第51号	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を確立したうえで、「子育てに優しいまちづくり」や「教育のまちづくり」といった視点も盛り込んだ文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
	第52号	住環境を守るために地域の区民がまとめた「まちづくり」のルールや協定等を、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」支援の仕組みの検討を求める請願

委員会	受理番号	件名
建設 (12件)	第53号	文京区の主なまちづくりに関する条例・要綱等について、第一種低層住居専用地域の住環境を守るための見直しを求める請願
	第54号	緑化に関して高い目標と厳しい基準を設け、特にみどり豊かな住宅地における緑化対策を強化して子育て環境を向上することを求める請願
	第55号	災害に強い文京区を創るための請願
	第56号	区内の「土砂災害警戒区域」に対する防災・減災上の安全を緊急点検し、「要配慮者利用施設」を建設する場合は区独自の厳しい基準を設けることを求める請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日	第40号
件 名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願	
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子	
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代	
請願の要旨	次 頁 の と お り	
付託委員会	総務区民委員会	

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後楽園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブル施設からの収益を、区の財源としてあてにすることなく、ギャンブル関連施設の設置に反対し、ぜひ撤去の意思表示をしてください。

カジノ施設を含むIR建設に、各地で「人の不幸を土台の経済成長はありえない」の声が上がっています。

厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」(2017年9月)、と言っています。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場(後楽園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第41号
件 名	消費税率5%への引き下げを求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

安倍政権が2019年10月1日に消費税率10%への増税を強行後、百貨店やスーパーなど売り上げがマイナスとなり、閉店や倒産が相次ぎその要因の一つとして消費税増税の影響があげられています。

消費税が導入されて31年ですが、消費税は社会保障の充実に財政再建にも使われず、経団連の要求である直間比率の見直し（約8対2から現在の約2対1へ）だけが実現しました。消費税はこの先いくら増税しても大企業や富裕層優遇の穴埋めに消えていくだけです。今必要なことは、消費税を緊急に5%に引き下げ、消費を回復させ経済の好循環をつくることです。

そもそも消費税率を5%から8%に増税したことで景気が悪化しました。消費税の増収分をすべて国民に返し、さらなる経済対策を考えるくらい景気悪化を心配するのなら、消費税率を5%に引き下げるべきです。消費税減税こそ、最も有効な景気対策です。

消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど、きわめて不公平な税制です。「社会保障のため」と言いながら「全世代型」の名で国民への負担増が画策されていることも見過ごせません。

財源は、450兆円近い内部留保を蓄え、巨大なもうけをあげる大企業や、株で大儲けしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せます。また、米国製兵器の「爆買い」や、不要不急の大型公共工事に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など、暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながります。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

請願事項

- 1 消費税率を5%へ引き下げることを国に求めてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第42号
件名	「土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）」に於いて、新たな「要配慮者利用施設」を建設する場合は区と事前に丁寧に調整し、完成時までに「避難計画」の策定を提出させるなど区独自の措置の検討を求める 請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

令和元年9月26日付け土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定（第2次）により、文京区内に於ける土砂災害警戒区域（イエローゾーン）はこれまでの15か所から106か所になり、うち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）はこれまでの11か所から64か所に大幅に増えました。

土砂災害防止法では、都道府県知事の「特定開発行為」の許可を取れば、「要配慮者利用施設」を建設できることになっていますが、全国の自治体を見回すと、想定を遙かに超えた自然災害の発生を踏まえ、「特定開発行為」の許可を得た既存の「要配慮者利用施設」に於いては、移転を促したり、移転に伴う費用を自治体が補助したりしているところですが、また、先の台風19号で浸水した特別養護老人ホーム（長野市穂保地区）では利用者は2階に逃れて無事だったものの、予め作成していた外部への「避難計画」は実行されなかったことが明らかになっています。

水防法及び土砂災害防止法（以下、「水防法等」といいます。）では、特定の「要配慮者利用施設」に「避難計画」の作成と訓練実施を義務付けているわけですが、国交省によると、全国の対象施設6万7901か所のうち作成済みは36%、訓練は13%（2019年3月末時点）であり、文京区に於いて土砂災害警戒区域内に位置し、文京区地域防災計画に施設名称及び所在地が定められている「要配慮者利用施設」で、水防法等に基づく「避難計画」を作成しているところはゼロ（2020年1月27日時点）という状況です。こうした実情にも拘わらず、文京区内では新たに指定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に新たな「要配慮者利用施設」の建設計画が持ち上がる事態となっているわけですが、少なくとも区としては既存の「要配慮者利用施設」に「避難計画」の作成と訓練実施に全力を挙げるべきであり、それが達成されないにもかかわらず、新たな施設を増やしていくことが適切とは思えません。

一方、「警戒区域」の中には、樹木が生い茂り、動植物の棲息地となるなど自然が保たれている場所もあります。そうした場所では無理に建築物を建てるのではなく、擁壁などの安全対策を施したうえで、自然を保全する必要もあるように思います。

そこで、「警戒区域」及びその周辺地域における防災・減災上の安全確保と自然保護の両面から区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記を請願致します。

請願事項

- 1 「土砂災害特別警戒区域」に於いて、新たな「要配慮者利用施設」を建設する場合は、完成時までに水防法等に基づく「避難計画」の策定を終えるとともに、開設後6カ月以内に水防法等に基づく「避難訓練実施」を義務付けるなど、区独自の仕組みを整えることを検討してください。
- 2 文京区のHPに於いても、北区や新宿区、杉並区、荒川区などのHPにあるように、「要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について」（仮称）といったタイトルの専用ページをつくってください。
- 3 文京区のHPのページに於いて「避難確保計画」の作成が義務付けられた「要配慮者利用施設一覧表」を分かりやすい形で掲載するとともに、他区がHPで掲載しているように、文京区のHPでも「避難確保計画作成の手引き及び様式」「避難確保計画作成に係わるQ&A」等を掲載してください。
- 4 「警戒区域」において、ある程度の自然が保たれている場所があれば、区の予算において防災・減災上の安全対策を施したうえで自然を保全するような新しい施策を検討してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第43号
件 名	種苗法改正に関する請願
請 願 者	 
紹介議員	浅田保雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

今 201 国会において種苗法の改正が審議されます。今回の改正の主な理由は、日本のブランド果実などの、新しい品種が海外に流失すること、いわゆる「農作物の海外流失」を防ぐためとしていますが種苗法の改正で海外流失が阻止できるかについては、疑問の声があがっています。

改正により、自分の畑や田んぼで採れた種子を翌年使う自家採種を原則認めてきたものが、原則禁止になります。自分の畑や田んぼで採れた種は翌年使えなくなり、登録された種子を企業から買い続けなくてはならなくなり、私たちが食べる主食の値段も企業が握ることとなります。

農林水産省は新しい品種で固定された品種でないと登録できないので、昔からある在来種は登録の対象外で自家採種はできるとしてはいますが、種子は何万種類とあり、それを農林水産省は全部把握しているわけではありません。農林水産省が知らない種について企業が資料を持ってくれば、農林水産省は新しい種子として登録を認めざるをえません。

また、品種登録には数百万円から数千万円の費用がかかり、一般の農家が簡単に品種登録するのは難しい。種子を買うのに今まで以上の経費がかかることで、農家の負担は大きくなり、今まで通り農業を続けられない農家も出てくるのが想定され、日本の食料自給率はますます低くなり、海外からの輸入に依存しなければならなくなるのが危惧されます。

現在、全世界の種子の 70%はたった 3 社の多国籍アグリ企業によって生産されています。多国籍アグリ企業の種子は農薬とセット販売であり、遺伝子組み換え、ゲノム編集等安全性に疑問があります。

以上のような観点から種苗法改正にあたり、以下の事項を国に対して要望していただけますようお願いいたします。

請願事項

- 1 農家の自家採種の権利を保護し、安心な野菜を区民が入手できるよう、「自家採種の禁止」を法改正に盛り込まないこと。
- 2 種苗法改正の問題は農家のみの問題でなく、食料自給率の低下、食料の値段の高騰、安全性が疑われる遺伝子組み換えやゲノム編集が与える食品に対する不安など、区民生活に関わりが深い問題です。農家を始め、法改正により影響を受ける関係者など企業、幅広い人の意見も聴取し、拙速に改正を行わないこと。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第44号
件名	「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求め意見書提出」を求める請願
請願者	文京区大塚三丁目36番7号 健商ビル5階 文京区社会保障推進協議会 会長 武市 和彦
紹介議員	金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

昨年12月19日、政府の「全世代型社会保障検討会議」が、「中間報告」をまとめました。その中で、75歳以上の高齢者医療の負担について「負担能力に応じたものへと改革していく」とし、「一定所得以上」の人は「医療費の窓口負担割合を2割」とすること。「団塊の世代」が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう法制上の措置を講ずるとしています。

こうした負担増の検討の進行に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、昨年6月6日に「後期高齢者医療制度に関する要望書」を政府に提出し、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から現状維持に努めること」と表明しています。老人クラブや医療関係団体から負担増についての検討中止を求める意見が相次いで出されています。

全国では、「75歳以上の医療費2倍化反対署名」に一昨年から取り組み、昨年9月までに各団体や各地の老人クラブなどの協力もいただき、50万筆が集約され国会に提出いたしました。今年も「75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願署名」に取り組むことになりました。

この制度が実施されれば、高齢者の生活はますます苦しくなってしまいます。高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活しています。その年金も減らされ続けて1996年の210万円から2016年には180万円まで15%も減っています。さらに、高齢者の貧困化の深まりで、生活保護を受給している高齢者世帯は、安倍政権下で1.2倍以上に増えています。これ以上の負担増は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることとなります。

文京区議会として、後期高齢者の暮らしと健康、命を守るために、国に対し、後期高齢者の医療費窓口負担の現状を維持するよう意見書を提出していただきたく、請願するものです。

請願事項

- 1 国に対し、「後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること」との意見書を提出すること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第45号
件 名	建築紛争の予防と調整に関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外9名
紹介議員	海津敦子 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区の中高層建築物に関する紛争予防条例に基づく紛争解決制度としては、あっせん・調停がありますが、この制度を利用する際にはすでに事業者は計画を確定しており、地元区民の要望を検討したとしても受け入れる余地がなく、裁判等のより大きな紛争に発展したり、一部住民や自治体が事業者と非公開を前提に不透明な取引をすることにより地域コミュニティ内での“不協和音”を誘発したりするケースが少なくありません。

区においても、第一種低層住居専用地域における標識設置義務の拡大、あっせん・調停に至る前の関係者会議の創設、あっせんにおける建築相談員の設置など、改善の取り組みをされているようです。このこと自体は、積極的に評価したいと思います。

しかし、現時点で検討されている案には、少なくとも以下のような問題点があります。

- 1) 文京区には、過去に準工業地域であったが現在は閑静な住宅地となっている地域が多くあります。紛争解決制度の拡充を必要とする地域は第一種低層住居専用地域に限らず、都市計画法上の地域を現状に合っていない地域にも広げる必要があります。
- 2) 建築相談員制度は、立ち位置が不明確のため、住民側の利害を代弁できないおそれがあります。また、中立の立場で紛争調整を行う専門性もないため、深刻な事案であればあるほど、成果を発揮できないおそれがあり、他区においてほとんど利用されなかったという情報もあるようです。有益な制度とするためには、実態をよく研究してから導入するべきだと思われます。
- 3) 地方自治法に基づく条例には、一定の強制力を規定することができますが、要綱はあくまでも相手の自発的な遵守を促すことしかできません。そのため、強制されなければ従う意思がない事業者に対して実効性がなく、逆に良心的な事業者が競争上劣位に立たされるという矛盾した状態を生じかねません。要綱ではなく条例の導入が必須と考えます。

以上に照らし、下記のとおり、請願いたします。

請願事項

- 1 「協働・協治」の精神に則り、文京区をだれもが住み続けたい調和のとれたまちにするために、よりよいまちづくりのための条例のあり方を、全国の他の自治体の先行事例との比較調査・研究を踏まえ、検討するよう文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第46号
件名	文京区において建築紛争をゼロにするため、構想段階 や計画段階で区に届け出て、事前調整する仕組みを検 討することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子 国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区は、「まちづくり」に関する条例や要綱を、個別の目的ごとに制定しており、それらを総合的に使って事業者等を指導しているとの立場ですが、事前調整の仕組みに絞って見てみれば、他の自治体と比べて十分に整えられているとは言えないと考えます。

区内ではここ最近、みどり豊かで閑静な住宅地において、マンション建設を巡るトラブルや紛争が相次いでいることも、事前調整の仕組みが十分に整っていないことと相当関係性があると考えられます。

建築を巡る問題は、たとえ建築紛争にならなくても地元区民に精神的な負担をかけることになり、建築紛争になれば多くの時間と費用負担を強いることになることを考えれば、事前調整の仕組みに関して言えば、どれだけ充実してもしすぎることはないといえるかと思えます。そこで下記の事前調整の仕組みについて区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 一定規模以上の建築物の建設を計画する際には、構想段階で区に届け出て事前に調整する仕組み（注 1、2）を検討してください。
- 2 一定規模以上のマンション建設計画については、事業者が土地取引等の前に建設事業に関する事項を区に届け出て事前に調整する仕組み（注 3）を検討してください。

（注 1）世田谷区では、一定規模以上の建築物の建設に際し、建築構想の段階で、区が街づくりの方針等との適合を確認し、また周辺住民と建築事業者が合意形成に向けて話し合う機会を設けることにより、地域の環境に合った良好な建築計画を誘導することを目的とした制度を整えています

（注 2）滋賀県守山市では、「守山市共同住宅等に係るまちづくり調整条例」を制定し（令和元年 9 月 1 日施行）、高さ 10 メートルを超える建築物または住戸数 30 戸以上の建築物を建設する場合、構想段階において守山市への届出が必要となりました。構想段階で建設事業に関する事項を市に届け出ることにより、市のまちづくりの方針に適合した土地利用を促し、都市の健全な発展と市民福祉の増進に寄与することを目的としています。

（注 3）江東区では、土地取引等の前に、事業者に区への届出を求め、公共公益施設の整備状況との調整を図り、そうしたことを通じて良好な住環境の形成と区民福祉に寄与することを目的とした条例・施行規則を制定しています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第47号
件名	建築紛争の予防に対する、区民目線で効果を上げることができる「業務改善」を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区では、「建築紛争の予防に対する業務改善」と称して、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例（以下、「紛争予防条例」といいます。）施行規則における「建築計画の標識設置期間」を新たに規定（※1）するようですが、その改善策は建築紛争の実態や実情等を無視していると言わざるを得ず、新たな規定内容もEBPM（証拠に基づく政策立案）に基づいて考え出されたものではなく、どのような具体的な効果が見込まれるかも全く判りません。

また、「紛争対応」の「相談」を巡っては、「新たな要綱を制定し」、区の立ち会いのもと「住民及び建築主等の当事者同士が直接話し合える「関係者会議」を行うことができるよう規定する」ようですが、単なる立ち会いでは区の「責任回避」にしかならず、この規定ができてしまうと、地元区民がいくら区に事業者への働きかけや解決に向けた任意の対応を求めても「関係者会議で直接話し合ってください」と言われて門前払いされてしまうことは論を待ちません。

「紛争対応」の「あっせん」を巡っても「新たな要綱を制定し、「建築相談員」を置くことができるよう規定する」ようですが、「建築紛争相談員」ならまだしも、単なる「建築相談員」では紛争解決ノウハウを持ち併せているとは到底考えられず、たとえ「建築紛争相談員」であったとしても、こうした「相談員」を置く他の自治体においてどのぐらい高い効果が得られているのかの実績や効果も明らかにしておらず、合理的根拠に欠けていると言わざるを得ません。何より「あっせん」制度の課題解決力の向上は、第一義的には区職員が高度で専門的な知識やノウハウを身に付けることによって為されるものであり、それをおざなりにしたままで「相談員」を置いても抜本的な解決にはなりません。

加えて、「紛争対応」の「改善策」はいずれも「新たな要綱を制定する」としてはいますが、一部の事業者にとっては、「要綱に従う義務はない」と主張して「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」で定めた「事前協議」の応じないケースがあることに鑑みれば、何らかの「改善策」を講じるにしても、「要綱」ではなく、「条例」で対応することが欠かせません。

そこで、区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 「紛争予防条例」施行規則を手直しするのではなく、千代田区（※2）のように「紛争予防条例」とは別に、「建築計画の早期周知に関する条例」を制定し、第1種低層住居専用地域においては「紛争予防条例」施行規則に基づく標識設置のもっと前から周知する仕組みを整えてください。
- 2 「紛争対応」の「改善策」の「関係者会議」には区を加えて（区を単なる立ち会いとするのではなく）、住民、建築主等、区の3者が一堂に会して直接話し合えるようにし、条例として定めてください。また、開催対象にはいわゆる「ワンルームマンション」も含めてください。
- 3 「紛争対応」の「改善策」で専門家を置くのであれば、「建築相談員」ではなく、「建築紛争相談員」とした上で、「あっせん」の時だけでなく、「相談」の際にも活用できるようにしてください。

※1 第1種低層住居専用地域における共同住宅等に対しては、40戸超の場合で「少なくとも60日前」、25戸超で「少なくとも30日前」とするとしています。

※2 千代田区の「建築計画の早期周知に関する条例」では、一定の条件に該当する建築物を対象に、建築主は「千代田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」による標識設置日より少なくとも60日前（建築確認申請を行う日の90日または75日前）までにお知らせ標識を設置し、説明会を開催することが義務づけられています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第48号
件名	文京区でもワンルームマンションの建築紛争に於いて 「あっせん」「調停」の仕組みを整えるよう求める 請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、建築紛争を未然に防いだり、建築紛争が激しくなったりしないよう、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」（以下、「中高層条例」といいます。）や「ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」（以下、「ワンルーム条例」といいます。）があります。

このうち、互譲の精神に基づいて話し合いによる円満な解決を目指した「あっせん」「調停」の仕組みは、文京区に於いては「中高層条例」にしかありません。そこで、現在の「中高層条例」の対象として、何らかの基準を設けて「ワンルームマンション」も含めることで、「ワンルームマンション」に於いても「あっせん」「調停」の仕組みを使えるようにするか（※1～※4）、それが難しいのであれば「ワンルーム条例」に「あっせん」「調停」の仕組みを導入するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 「中高層条例」の対象建築物として、何らかの基準を設けて一定規模以上の「ワンルームマンション」も含めることで、「ワンルームマンション」の建築紛争に於いても「あっせん」「調停」の仕組みを使えるようにするか、「ワンルーム条例」に於いても「中高層条例」と同じような「あっせん」「調停」の仕組みを取り入れることで、「ワンルーム条例」に基づいて「あっせん」「調停」の仕組みが使えるよう文京区長に要請してください。

- ※1 「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」では、その対象に「ワンルーム形式集合住宅」を含めており、「ワンルームマンション」の建築紛争でも「あっせん」「調停」の仕組みが使えるようになっています。
- ※2 「目黒区建築紛争の予防と調整に関する中高層建築物等紛争予防調整条例」では、その対象に「床面積が40㎡未満の住戸（事務所、店舗などの区画を含む）数が10以上で、かつ階数3以上のワンルーム形式集合建築物」を含めており、「ワンルームマンション」の建築紛争でも「あっせん」「調停」の仕組みが使えるようになっています。
- ※3 「渋谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」でも、その対象に「地階を除く階数が3以上又は居室を有する階数が3以上の共同住宅又は寄宿舍等（その他の用途を併用する場合を含む、専用面積が33㎡未満の住戸、寄宿舍等の居室を含む）の数が15以上の建築物」を含めており、事実上、いわゆる「ワンルームマンション」も同条例に基づく「あっせん」「調停」の仕組みが使えるようになっています。
- ※4 「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」でも、その対象に「港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受ける建築物」を含めており、事実上、いわゆる「ワンルームマンション」も同条例に基づく「あっせん」「調停」の仕組みが使えるようになっています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第49号
件名	ワンルームマンション建築問題に関する相談や建築紛争の件数等をきめ細かく把握することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

良好な住環境や子育て環境を阻む建築紛争を未然に防ぎ、紛争が起きた際に早期解決する仕組みや制度づくりにあたっては、区民からどのような相談や苦情が寄せられているかを正確に把握することが大切です。

しかし、現状で区が把握している建築問題に関する相談・苦情や建築紛争の件数は、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」（以下、「中高層条例」といいます。）に関わるものだけで、「相談件数」「紛争件数」「あっせん件数」「調停件数」しか分類していません。つまり、「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」（以下、「ワンルームマンション条例」といいます。）に基づく苦情や相談、紛争件数等はカウントしておらず、両条例の対象とならない建築問題に関する相談・苦情や紛争件数もカウントしていない状況です（※1）。

エビデンス（証拠）を集め、正しく分析しなければ、有効で実効性のある仕組みや制度をつくることはできません。その点で言えば、建築紛争を未然に防いだり、紛争を早期に解決したりする仕組みや制度づくりにあたって EBPM（証拠に基づく政策立案）の手法は有効であり、文京区でも早期導入が望まれます。そこで、区に寄せられた建築を巡る相談や苦情について、「ワンルームマンション条例」の対象についてもカウントし、エビデンス（証拠）として蓄積することで、その推移を時系列で把握するなど有効に活用するよう、区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 区に寄せられた建築を巡る相談や苦情のうち、「ワンルームマンション条例」に関わるものも、「中高層条例」と同様の分類方法でカウントし、その推移を時系列で把握して、建築紛争を未然に防ぐ、あるいは紛争を早期に解決する仕組みや制度づくりのエビデンス（証拠）として活用できるようにしてください。
- 2 区に寄せられた建築を巡る相談や苦情のうち、文京区の「中高層条例」や「ワンルームマンション条例」の対象外の建築物を巡る相談件数や紛争件数についても、相談・苦情や紛争件数をカウントし、建築紛争を未然に防ぐ、あるいは紛争を早期に解決する仕組みや制度づくりのエビデンス（証拠）として活用できるようにしてください。

※1 例えば、文京区千石 4-35-13 で建設された地下1階／地上4階建てのマンションは事実上のワンルームマンションでありながら、高さが9.98mということもあって「中高層条例」や「ワンルームマンション条例」の対象外で、私たち地元区民が建設に反対しても、「区民の声」を通じて相談や要望を何度繰り返しても、現状の区による分類では建築に関する相談件数や紛争件数にカウントされないようになっています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第50号
件名	「まちづくり」に関連した主な条例・要綱において、 開発・建設事業者らの責務として、低層住宅市街地 (あるいは第一種低層住居専用地域)については「文 京区都市マスタープラン」の趣旨に沿った計画を促す ことを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区内で開発・建設事業をしようとする企業の中には、「文京区都市マスタープラン」（以下、「文京区都市マス」といいます。）を読みもせず土地を購入し、自社の利益だけを考えたと思えない建物を設計して隣接・近隣住民への「説明会」で説明するという出来事が起きました（※1）。区内ではこのほか、第一種低層住居専用地域で「巨大ワンルームマンション」建設計画が持ち上がり、隣接・近隣区民と事業者の間で「都市マス」に沿った建築物であるかどうか紛争になっていますし、別の第一種低層住居専用地域では、土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」に指定された崖地に介護付き有料老人ホームを建てる計画が浮上し、問題視されています。

これに対し、文京区は住環境課において小冊子を作成し、その中で「文京区都市マス」の趣旨を踏まえることを記載し（※2）、都市計画課においても「文京区都市マス」の趣旨について説明し、理解を得ているとの立場ですが（※3）、現実には上記のような企業が現れていることも事実です。

「文京区都市マス」の趣旨に必ずしも沿っているとは言い難い開発が進む、あるいは「都市マス」と整合性が取れていないと地元区民が反対する計画が持ち上がり紛争になるのは、単に小冊子でひと言触れただけでは不十分であり、「文京区都市マス」の趣旨や内容について理解してもらう仕組みが十分であるとは言えず、現状の仕組みでは十分にその機能を発揮していないことの証左であると言わざるを得ません。そこで、区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」第3条の「各事業者の責務」の中に、「低層住宅市街地（あるいは第一種低層住居専用地域）については文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 2 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関わる条例第四条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、低層住宅市街地（あるいは第一種低層住居専用地域）については文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 3 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第5条の「建築主等の責務」の中に、「低層住宅市街地（あるいは第一種低層住居専用地域）については文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。

※1 小日向2丁目のワンルームマンション建設計画においては、建築主と設計会社が「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」に基づく主張する「説明会」を令和元年12月17日に開いたものの、区民が建築主と設計会社に対し、「この計画は文京区都市マスタープランを読み、その趣旨を理解したうえで作ったものか」を質したところ、「文京区の条例等は読んだが、文京区都市マスタープランは読んでいない」と答え、出席者に衝撃が走り、「説明会」会場は騒然としました。

※2 令和元年9月24日建設委員会で住環境課長は「中高層建築物を建築する前にといい分りやすい小冊子を作っておりまして、その中で文京区都市マスタープランを踏まえるとともにということに記載してございます」と答弁しています。

※3 令和元年9月24日建設委員会で都市計画課長は「特に計画地における都市マスタープラン上の記載の内容も説明した上で、そういったまちづくりの方針というのを十分御説明した上で、御理解をいただいている」と答弁しています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第51号
件名	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を確立したうえで、「子育てに優しいまちづくり」や「教育のまちづくり」といった視点も盛り込んだ文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第52号
件名	住環境を守るために地域の区民がまとめた「まちづくり」のルールや協定等を、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」支援の仕組みの検討を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子 国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には「文京区都市マスタープラン」があり、「拠点地区」に位置づけられた地区は「まちづくり基本計画」を策定することができます。しかし、そうした一方で、区にはまちづくりに関連した条例・要綱等が個別の目的ごとにあるものの、区民が自発的・主体的に自分たちの地域の住環境を守るためにまちづくりのルールや協定等を決めていこうと思うと、世田谷区（※1）や目黒区（※2）のようにきめ細かく支援する仕組みが充実していません。区内ではいくつかの地域で、世田谷区の「成城憲章」に倣った「憲章」を作る動きがありますが、文京区にはこうした「憲章」を区が認定・登録するような制度もなく、「憲章」に基づくルールや協定等を地元区民が結んでも、現状では住民が勝手に作っただけに終わってしまいます。

もちろん、都市計画法に基づく「地区計画」はありますが、実現が難しいのは文京区の過去の取組を見れば明らかですし、文京区に限ったことではないからこそ、世田谷区や目黒区のような取り組みがあるわけです。

「文の京」の「協働・協治」の理念に基づくまちづくりは、地元区民の自発的・主体的なルールづくりを後押しすることを通じて実現していくことが理想であり、「だれもが住み続けたい」「住みたいと思える」まちをつくるためには地元区民の自発的・主体的な取組を大切に、その思いと願いを大切に育てていくまちづくりの支援策が欠かせません。つきましては、文京区の住環境を守るため地域の区民がまとめた「まちづくり」のルールや協定等を、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の支援策を検討するよう区長に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念や基本方針等を「憲章」のような形で区民が策定した場合、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。
- 2 地域の区民が「憲章」のような形で地域のまちづくりの基本理念や基本方針等に基づき策定した具体的なまちづくりのルールや協定等についても、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。

※1 世田谷区には、都市計画法に基づく「地区計画」とは別に、同区独自の仕組みとして、区民等が地域で定めた街づくりに関するルールを「区民街づくり協定」として区に届け出て、一定の要件を満たせば「区民街づくり協定」として登録し、区は登録された「区民街づくり協定」を公表し、建築事業者等に対して窓口等で周知を図る制度があります。「成城憲章」もそのひとつとして登録されています。

※2 目黒区には、「目黒区地域街づくり条例」があり、区が認定した「地域街づくり団体」が策定した「地域街づくり計画」やそれに基づく「地域街づくりルール」の認定制度を設けています。この「地域街づくりルール」によって届け出すべきものとされる建築行為等を行おうとするものは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならないとする一方、そのルールを策定した「地域街づくり団体」に対して建築行為等の内容を説明し、説明内容を区長に報告しなければならないといった規定を定めています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第53号
件名	文京区の主なまちづくりに関する条例・要綱等について、第一種低層住居専用地域の住環境を守るための見直しを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、「まちづくり」に関する条例や要綱が個別の目的ごとに制定してあり、区はそれらを総合的に使って指導・誘導しているとしていますが、第一種低層住居専用地域で起きている建築紛争や建築紛争に発展しそうな地元区民と事業者らの対立を見る限り、第一種低層住居専用地域に対する仕組みや制度が十分ではないことが見て取れます。そこで、第一種低層住居専用地域に対しては、既存の条例や要綱を見直し、第一種低層住居専用地域の住環境や子育て環境、高齢者が安全・安心に暮らせる環境を守り、「だれもが住み続けたい」「住みたいと思える」まちの魅力をさらに増すよう区長に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 文京区のみどり豊かで閑静な住環境を特徴付けている第一種低層住居専用地域は現状の用途制限より事実上、厳しい規制となるよう、既存の条例・要綱等の見直しを検討してください。
- 2 「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」及び「ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」で規定する「説明会」については、第一種低層住居専用地域に於いては建築確認申請をする前に終了する旨を定めてください。
- 3 第一種低層住居専用地域については、「ワンルームマンション条例」第8条を「建築主は、ワンルーム形式集合建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を提出する前に事業計画について、区長と協議するものとする」としてください。(※1)
- 4 第一種低層住居専用地域については、「ワンルームマンション条例」第9条を「設計上の留意事項」とし、「建築主は、ワンルーム形式集合建築物の建築をしようとするときは、次の各号により設計するものとする」として、その中に「建築物の外壁面は、隣地境界からできるだけ離すよう努めること」という努力義務を盛り込んでください。(※2)
- 5 「ワンルームマンション条例」において、文京区としての「ファミリー層（あるいは家族層）向け」の専用面積を定めたいと、第一種低層住居専用地域については、「ファミリー層」向けの住戸の戸数を2分の1以上とか3分の2以上とするなど定めてください。
- 6 「ワンルームマンション条例」において、文京区としての「高齢者利用配慮住戸」の定義を定めたいと、一定数を「高齢者利用配慮住戸」とするよう定めてください。
- 7 世田谷区のように、文京区独自の「バリアフリー建築条例」を制定し、高齢者や障害者らが安全で安心して利用しやすいマンション建設を誘導してください。

※1 現在は「建築主は、ワンルームマンション等を建築しようとするときは、あらかじめ事業計画について区長と協議しなければならない」と規定しています。

※2 現在は、「(建築に関する基準) 第9条第3項建築主は、ワンルームマンション等の建築をしようとするときは、次に掲げる事項に従って設計するものとする。ただし、規則で定めるものについては、第4号から第6号までの規定は、適用しない。(1) 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離を50センチメートル以上確保するよう努めること」と規定しています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第54号
件名	緑化に関して高い目標と厳しい基準を設け、特にみどり豊かな住宅地における緑化対策を強化して子育て環境を向上することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子 国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

子どもを望む区民が安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりを進め、子どもが「知・徳・体」のバランスの取れた力を育成するためにも、みどり多い環境が極めて重要であることは言うまでもありません。また、文京区が都心部にありながらも住宅地としての高い価値を持ち続け、文京区を「誰もが住み続けたい」「誰もが住みたくなる」快適で魅力的なまち、子育てに優しいまちにしていくためには、他の自治体よりも高い目標と厳しい基準を設けて、みどりの保全・創出・育成にバランス良く取り組んでいかなければならないことも論を待ちません。

しかし、みどりの豊かさを実感する度合いの指標となる「緑視率」(※1)は平成16年の16.0%から平成24年には14.7%に下がり、平成30年には14.2%とさらに低下するなど減少に歯止めがかかっていません(※2)。また、接道緑化延長と接道緑化率は平成16年度から平成24年度にかけては増加・上昇したものの、平成24年度から平成30年度にかけては横ばいとなり、増加・上昇はストップしました(※3)。

そこで都内23区の先行・先進事例を参考に、子育てに優しい住環境づくり、子どもの育成に資する緑化に関して高い目標を設け、特にみどり豊かな住宅地における緑化対策を強化するよう区に働きかけて頂きたく、貴議会に以下の請願を致します。

請願事項

- 1 子どもたちがもっと身近なみどりを実感できるよう、みどりが実感できるかどうかの指標となる「緑視率」を「緑化の目標」として加え、「緑視率」の低下に歯止めをかける効果的かつ具体的な対策を検討してください。
- 2 接道緑化については、文京区みどりの保護条例施行規則別表第二(第七条関係)の六において、「接道部の緑化を優先して行うものとする」と単に言葉で促すだけでなく、子供たちがさらに多くのみどりに包まれて育つよう、特に住宅地においては「接道部の緑化基準」を設けるなど接道緑化にこれまで以上に重点的に取り組んでください。
- 3 「緑化計画書」提出の対象となる200㎡以上の民間施設の敷地が細分化されて複数の200㎡未満の敷地に分筆されてしまう場合でも、極端に狭い宅地を除き、分筆後の広さに応じて緑化を促し、分筆前の全体としての緑化基準が維持されるような新たな仕組みを検討してください。
- 4 世田谷区や杉並区の事例などを参考に、文京区に於いても「緑化計画書」一本槍ではなく、民間施設に於いて200㎡未満の敷地面積で建築計画を行う場合には「緑化計画概要書」(仮称)のようなものを提出する仕組みを整えてください。

※1 緑被率が視野外も含めた平面的な緑の量を測る尺度であるのに対し、緑視率では立面的に視野内に占める緑の量を対象とする。緑視率は緑の豊かさを実感する度合いを測るための指標といえる(第8次文京区緑地実態調査報告書から)

※2 「文京区みどりの基本計画」(素案)では「緑視率は減少傾向にあり、小規模住宅密集地で緑視率が低くなっています」と記載されています。

※3 「文京区みどりの基本計画」(素案)では「特に宅地内のみどりを増加させていくことで目に見えるみどりを生み出してく必要があります」「個人宅のみどりの創出誘導について、より効果的な緑化の取組を検討していく必要があります」と記載されています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第55号
件 名	災害に強い文京区を創るための請願
請 願 者	  外9名
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

「防災やBCPは価値につながる」との考えが世の中の主流になりつつある。防災対策に力を入れている地域は投資を呼び込み資産価値の向上にも繋がっていく。地球環境の変化により、豪雨や台風は年々規模を増し、その影響による被害は各地で増え続けている。23区内の中で高台にあり水害に強いと言われる文京区でも台風19号が通過した際はそのような地域にも関わらず、300人以上の区民が避難所を利用した。

核家族化と高齢化が進み、災害時に避難所を利用する住民は増えているが、果たして現在設定されている避難所の規模で避難が必要な全区民を収容できるであろうか。帰宅難民は区内の避難所を利用できないくらい逼迫しているのが現状である。

一部の集合住宅では近隣に頼らず、独自に避難計画を立てる取り組みが行われているが、大規模停電による電源喪失時には避難所を利用せざるを得ない。また、30年以内に70%の確率で起こる首都直下型地震時には災害ごみの仮置き場や乗り捨てられた車両を仮置きするスペースが必須となる。

再開発等の大規模で画一的な従来の防災対策では街の取り壊しにより今まで人々が集い長年かけて築き上げたコミュニティが失われ、難燃性と引き換えに災害時の共助力が失われてしまう。避難所や仮置き場等になるスペースの創出とコミュニティの再生を同時に行うことがこれからのまちづくりのしくみに必要である。神戸市で行われている「まちなか防災空地整備事業」のような自治体と土地所有者と住民主体の団体との3者が協議しながら、防災空地を創出する制度を文京区のまちづくりのしくみに導入することが求められる。

請願事項

- 1 災害に強い文京区を作り街の価値を上げるため、現状のまちづくりのしくみに区と土地所有者と住民主体の団体との3者が協議しながら、防災空地を創出する制度などを取り入れることを請願する。

請 願 文 書 表

受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和2年2月7日 第56号
件 名	区内の「土砂災害警戒区域」に対する防災・減災上の安全を緊急点検し、「要配慮者利用施設」を建設する場合は区独自の厳しい基準を設けることを求める請願
請 願 者	文京区西片二丁目8番24号 藤原美佐子 外8名
紹 介 議 員	萬立幹夫 松下純子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

神奈川県逗子市内で2月5日、市道脇にある崖が突然崩落し、近くを歩いていたとみられる女性（18歳）が巻き込まれ、病院に搬送されたものの亡くなられるという、とても痛ましい事故が起きました。新聞報道等によると、崩落した現場は「土砂災害警戒区域」に指定されており、逗子市消防本部は「現時点で原因は分からないが、大きな石と砂地が混じっていて滑りやすい状態と見受けられた」と説明しているとのことでした。なお、斜面上には建築基準法に則ったマンションが建築されていますが、施工時には斜面の補強も何もないままとのことでした。また、現場は京急線神武寺駅から東へ約300mの距離にあり、住宅やマンションなどが立ち並ぶ地域であるとのことでした。

このニュースが人ごとではないと痛切に感じたのは、文京区でも土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定（第2次）により、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が15カ所から106カ所に、このうち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は11カ所から64カ所に大幅に増えたからです。

土砂災害防止法では、都道府県知事の「特定開発行為」の許可があれば「要配慮者利用施設」を建設できることになっていますが、今、全国の自治体では、台風19号をはじめとする大規模な自然災害を踏まえ、「特定開発行為」の許可を得て「要配慮者利用施設」を建てようとする所有者に対し、移転を促し、移転に伴う費用を補助する動きが始まっています。

しかし文京区では、新たに指定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に「要配慮者利用施設」を建てる計画があっても、新しい指導・対策が、まだとられておりません。また、計画がない場合の緑の保全機能も、ないがしろにされています。

そこで、崖地及びその周辺地域における防災・減災上の安全確保のために、特に崖の所有者に対して的確な対応を求めていただきたく、区に働きかけていただけますよう、貴議会に下記を請願致します。

請願事項

- 1 文京区独自の施策として、「土砂災害警戒区域」で新たな「要配慮者利用施設」を建設する場合は、防災・減災上の厳しい基準を設け、所有者に対して的確な対応をとることを検討してください。